

SMBC (CHINA) NEWS



2020年1月22日

国務院、「外商投資法」の実施条例を公布 中国投資に係る新ルール始動

外商投資に対する新たな基本法規として2020年1月1日から施行された「中華人民共和国外商投資法」の「中華人民共和国外商投資法実施条例」（国務院令第723号）（以下、本条例）が、国務院第74回常務会議において可決・公布され、2020年1月1日から施行となりました。

これに基づき、既に廃止となった「中外合弁企業法」「外資企業法」「中外合作経営企業法」（以下、外資三法）の細則を定めた「中外合弁経営企業法実施条例」「中外合弁経営企業合弁期限暫定規定」「外資企業法実施細則」「中外合作経営企業法実施細則」も廃止されました。

これまで30年以上に亘り、外資の中国参入を支えてきた外資三法に代わる外商投資法は、中国が一層の対外開放と投資奨励を進めていく方針を踏まえ、ネガティブリストによる投資分野を管理し、内資企業との平等なビジネス環境を確保する内容となっています。

今後、外商投資企業には、特別法であった外資三法から、統一的に会社法が適用されることとなりましたが、外資三法に基づき設立された外商投資企業は、外商投資法の施行後5年以内（2024年12月31日まで）は、従来の企業の組織形態などを留保することが可能な移行措置が設けられています。

「総則」「投資の促進」「投資の保護」「投資の管理」「法律の責任」「附則」の全6章から構成されている外商投資法と本条例には、外国資本の知的財産権の法的保護を図る項目も盛り込まれています。

ただし、既存の組織形態の変更に関する具体的な規定などについては、企業の登記業務を担う市場監督管理部門からの関連規定の発布を待つ必要があります。

【外商投資法と外商投資法実施条例の適用・施行】

- ◆ 中国国内における外商投資に適用
 - 外商投資とは、外国の自然人・企業・その他組織が直接または間接的に中国国内で行う投資活動
 - ・ 外国投資家が単独またはその他の投資家と共同で中国国内で外商投資企業を設立
 - ・ 外国投資家が中国国内の企業の株式・持分・財産割当またはその他の類似する権益を取得
 - ・ 外国投資家が単独またはその他の投資家と共同で中国国内で新規プロジェクトに投資
 - ・ 法律・行政法規または国務院が規定するその他の方式
- ◆ 2020年1月1日施行
 - 「中外合弁経営企業法」「外資企業法」「中外合作経営企業法」は同時に廃止
 - 「中外合弁経営企業法実施条例」「中外合弁経営企業合弁期限暫定規定」「外資企業法実施細則」「中外合作経営企業法実施細則」も同時廃止
- ◆ 本法施行前に設立された外商投資企業は、外商投資法の施行後5年内は、元の組織形態などを留保可能

SMBC (CHINA) NEWS



【外商投資法と外商投資法実施条例の主な条項】（以下、〈法〉は外商投資法、〈条例〉は外商投資法実施条例）

◆ 第一章 総則

〈法〉第一条

さらに対外開放を拡大し、外商投資を積極的に促進し、外商投資の合法的権益を保護し、外商投資管理を規範化し、全面開放の新たな枠組み構築を推進し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するため、憲法に基づき、本法を制定する。

〈法〉第四条

ネガティブリストによる外商投資への管理制度を実施。（後略）

◆ 第二章 投資促進

外商投資企業の内国民待遇に関する条項

〈法〉第九条

外商投資企業に対し、企業の発展を支援する各政策を平等に適用する。

〈条例〉第六条

- ・ 政府資金計画・土地供給・税金減免・資質許可・基準制定・プロジェクト申告・人的資源政策などの方面で、外商投資企業と内資企業を平等に扱う。
- ・ 企業発展の政策において企業の手続や申請が必要な事項は、手続申請条件・フロー・期限などを公開し、審査において外商投資企業と内資企業を平等に扱う。

外商投資関連規定の制定に関する意見聴取

〈法〉第十条

外商投資に関わる法律・法規・規則の制定は、適当な方式を講じて外商投資企業から意見および提議・聴取。規範性文書・裁判文書などは、適時公布。

〈条例〉第七条

- ・ 外商投資に関わる行政法規・地方性法規・規則・規範性文書を起草・制定する場合、外商投資企業および関連商会・協会などの意見や提言を、書面による募集や座談会・論証会・公聴会などの様式で聴取。（後略）

特殊経済区域の設立

〈法〉第十三条

国家は、必要性に応じて特殊経済区域を設立、あるいは一部地域において外商投資の試験的措置を実行し外商投資を促進、対外開放を拡大。

〈条例〉第十条

- ・ 特殊経済区域は、さらに強力な対外開放政策を実行する特定区域を指す（国家批准設立）。

中国国内再投資の優遇

〈法〉第十四条

国家は、国民経済および社会発展の必要性に応じて、外国投資家の特定の業種・分野・地区の投資を奨励および誘導する。外国投資家・外商投資企業は、法律・行政法規あるいは國務院の規定に基づき優遇待遇を享受できる。（後略）

SMBC (CHINA) NEWS



＜条例＞第十二条

- ・ 外国投資家が、中国国内投資収益を中国国内で投資する場合、優遇待遇を享受できる。(後略)

標準規格の制定・改定への参画

＜法＞第十五条

国家は、外商投資企業の法に基づく基準制定業務への平等な参加を保障し、基準制定の情報公開および社会による監督を強化。国家が制定する強制的基準は、外商投資企業に平等に適用。

＜条例＞第十三条

- ・ 外商投資企業は、内資企業と平等に国家規格・業種規格・地方規格および団体規格の制定・改定業務に参画できる。
- ・ 外商投資企業は、規格の立案・起草・技術審査および規格の実施情報/フィードバック・評価などの過程で、基準化行政主管部門および関連行政主管部門に規格案を提議できる。(後略)

政府調達への公平な参入機会の確保

＜法＞第十六条

国家は、外商投資企業の法に基づく公平競争を通じた政府調達活動への参加を保障する。政府調達は、法に基づき外商投資企業が中国国内において生産する製品・提供するサービスを平等に扱う。

＜条例＞第十五条

- ・ 政府およびその関連部門は、外商投資企業による当該地区および当該業種の政府調達市場への自由な参入を妨害・制限してはならない。
- ・ 政府調達の調達者および調達代理機構は、政府調達情報の公布・サプライヤーの条件の確定および資格審査・評議審査の基準などで、外商投資企業に差別的に待遇してはならない。
- ・ 外商投資企業の所有制形式・組織形態・出資構成・国籍・製品あるいはサービスブランドなどにより、不合理な条件でサプライヤーを限定してはならず、(外商投資企業が) 中国で生産する製品やサービスを、内資企業と差別して扱ってはならない。

資金調達方式

＜法＞第十七条

外商投資企業は、法に基づき株券・社債などの証券の公開発行およびその他の方式を通じて資金調達を行うことができる。

＜条例＞第十八条

- ・ 外商投資企業は、中国国内あるいは国外において株券・社債などの証券の公開発行、およびその他資金調達ツールの公開あるいは非公開発行・外債借入などの方式を通じ資金調達できる。

SMBC (CHINA) NEWS



◆ 第三章 投資保護

投資への保護

<法>第二十条

国家は、外商投資家の投資に対して接収を実行しない。特殊な状況において、国家は、公共利益の必要性のために、法律の規定に基づき外国投資家の投資に対して接収あるいは徴用を実行することができる。接収・徴用は、法定の手順に基づき行い、併せて適時、公平・合理的な補償を与えなければならない。

<条例>第二十一条

- ・ 国家は、外国投資家の投資に対し接収しない。
- ・ 但し、公共の利益のために外国投資家の投資を接収する必要がある場合は、法の定めにより、非差別的な方式に基づきこれを行う。接収された投資は市場価値に基づき補償。
- ・ 外国投資家は、接収の決定に不服がある場合、行政再審議の申請・行政訴訟の提起ができる。

知的財産権の保護強化

<法>第二十二条、第二十三条

国家は、外国投資家および外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権の権利者および関連権利者の合法的權益を保護。(中略) 行政機関およびその職員は、行政手段を利用して技術譲渡を強制してはならない。

行政機関およびその職員が職責の履行過程において知り得た外国投資家・外商投資企業の商業機密は保護し、漏洩したり、不法に第三者に提供してはならない。

<条例>第二十三条～第二十五条

- ・ 知的財産権侵害行為を厳罰化。
- ・ 知的財産権紛争の解決メカニズムを整備、外国投資家・外商投資企業の知的財産権を平等に保護。
- ・ 行政機関およびその職員は、行政上の許可・検査・処罰・強制などの手段により、外国投資家・外商投資企業に技術移転を強制してはならない。
- ・ 行政機関は、外国投資家・外商投資企業の商業機密に関わる資料や情報を使う必要がある場合、職務に必要な範囲内に限定し、無関係の職員は、関連資料・情報に接触してはならない。
- ・ 行政機関は、内部管理制度を構築・整備し、外国投資家・外商投資企業の商業機密を保護。(後略)

規範性文書の制定

<法>第二十四条

各級人民政府および関連部門による外商投資に関わる規範性文書の制定は、法律・法規の規定に合致していなければならない。法律・行政法規の依拠がない場合、外商投資企業の合法的權益を減損あるいはその義務を増加させてはならず、市場参入および撤退の条件を設置してはならず、外商投資企業の正常な生産経営活動に干渉してはならない。

<条例>第二十六条

- ・ 政府およびその関連部門が外商投資に関わる規範性文書を制定する場合、国务院の規定に基づき合法性審査を行わなければならない。
- ・ 外国投資家・外商投資企業は規範性文書が合法的でないと考え、行政再審議を申請あるいは行政訴訟を提起する場合、当該規範性文書への審査も請求できる。

SMBC (CHINA) NEWS



苦情申立メカニズム

<法>第二十六条

国家は、外商投資企業の苦情申立業務メカニズムを構築し、適時、外商投資企業あるいはその投資家が報告した問題を処理し、関連政策措置を調整・完備。

外商投資企業あるいはその投資家は、行政機関およびその職員の行政行為がその合法的權益を侵害したと考える場合、外商投資申立業務メカニズムを通じて折衝・解決を申請できる。

外商投資企業あるいはその投資家は、行政機関およびその職員の行政行為がその合法的權益を侵害したと考える場合、前項の規定に基づく外商投資申立業務メカニズムを通じた折衝・解決の申請のほか、さらに法に基づき行政再審議を申請・行政訴訟を提起できる。

<条例>第二十九条

- ・ 県級以上の人民政府と関連部門は外商投資企業苦情申立業務メカニズムを構築・整備。
- ・ 國務院商務主管部門は、外商投資企業の苦情申立業務を進め、地方政府を指導・監督。(後略)

商会・協会

<法>第二十七条

外商投資企業は、法に基づき商会・協会を設立および任意で参加することができる。商会・協会は、法律・法規および定款の規定に基づき、関連活動を行い、会員の合法的權益を保護。

<条例>第三十二条

- ・ 外商投資企業は商会・協会を設立でき、参加・退会を自主的に決める権利を有する。(後略)

◆ 第四章 投資管理

外商投資企業の活動に係る適用法規

<法>第三十一条、第三十三条

外商投資企業の組織形態・組織構造およびその活動準則は、《中華人民共和国会社法》・《中華人民共和国パートナー企業法》などの法律の規定を適用。

外国投資家が、中国国内の企業を合併買収あるいはその他の方式により事業者集中に関与する場合、《中華人民共和国独占禁止法》の規定に基づき事業者集中審査を受けなければならない。

<条例>第三十五条

- ・ 外国投資家が、許可取得が必要な業種・分野に投資を行う場合、関連主管部門は、内資企業と同じ条件・手続により審査、外国投資家に内資企業と異なる差別的な要求をしてはならない。(後略)

企業登記手続

<法>第三十四条

国家は、外商投資情報報告制度を構築する。外国投資家あるいは外商投資企業は、企業登記システムおよび企業信用情報公示システムを通じて商務主管部門に投資情報を送信・報告しなければならない。(後略)

<条例>第三十七～第三十八条

- ・ 外商投資企業の登記・登録は、國務院又は地方人民政府の市場監督管理部門が取り扱う。
- ・ 外国投資家あるいは外商投資企業は、企業登記システムおよび企業信用情報公示システムを通じ、商務主管部門に投資情報を送信・報告。(後略)

SMBC (CHINA) NEWS



外商投資安全審査制度

<法>第三十五条

国家は、外商投資安全審査制度を構築し、国家安全に影響を与える又は影響を与える可能性がある外商投資に安全審査を行う。安全審査の決定は最終決定。

<条例>第四十条

- ・国家は、外商投資安全審査制度を構築し、国家の安全に影響を与える又は影響を与える可能性のある外商投資に対して安全審査を行う。

◆ 第五章 法的責任

(省略)

◆ 第六章 附則

<法>第四十二条

本法は、2020年1月1日より施行する。《中華人民共和国中外合弁経営企業法》・《中華人民共和国外資企業法》・《中華人民共和国中外合作経営企業法》は、同時に廃止する。本法の施行前に《中華人民共和国中外合弁経営企業法》・《中華人民共和国外資企業法》・《中華人民共和国中外合作経営企業法》に基づき設立した外商投資企業は、本法の施行後5年内は、元の企業の組織形態などを引き続き留保できる。具体的な実施弁法は、國務院が規定。

<条例>第四十四条～四十九条

- ・外商投資法の施行前に設立された外商投資企業（以下、既存の外商投資企業）は、組織形態・組織機関などを《中華人民共和国会社法》・《中華人民共和国パートナーシップ企業法》などに基づき変更する必要があるが、外商投資法施行後5年以内は、既存の組織形態・組織機関などを維持することも可。
- ・2025年1月1日からは、組織形態・組織機関などの調整および変更登記手続きを行っていない既存の外商投資企業に対しては、変更登記以外の登記申請を取り扱わず、併せて状況を公示する。
- ・既存の外商投資企業の組織形態・組織機関などの変更登記の具体事項は、國務院市場監督管理部門が規定し公布。
- ・合弁企業・合作企業が、契約で約定した出資持分あるいは權益讓渡・収益分配・残余財産の分配方法などは、組織形態・組織機関などの調整後も引き続き約定に基づき有効。
- ・外商投資企業の中国国内での投資は、外商投資法および外商投資法実施条例（以下、本条例）の関連規定が適用となる。
- ・香港特別行政区・マカオ特別行政区の投資家による中国本土での投資は、外商投資法および本条例を参照し執行。
- ・台湾地区の投資家による中国本土での投資は、《中華人民共和国台湾同胞投資保護法》およびその実施細則が適用され、定めが無い事項は、外商投資法および本条例を参照し執行する。
- ・本条例は、2020年1月1日より施行され、《中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例》・《中外合弁経営企業合弁期限暫定規定》・《中華人民共和国外資企業法実施細則》・《中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則》は同時に廃止。
- ・2020年1月1日より前に制定された外商投資関連規定が、外商投資法および本条例と一致しない場合、外商投資法および本条例の規定が適用される。

以上

SMBC (CHINA) NEWS



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階 TEL：86-(21)-3860-9000
上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号 TEL：86-(21)-2219-8000
上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心15階15T21室 TEL：86-(21)-2067-0200
瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL：86-(24)-3128-7000
北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室 TEL：86-(10)-5920-4500
天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 TEL：86-(22)-2330-667
蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新国際商務広場12階 TEL：86-(512)-6606-6500
蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 国際大廈16楼 TEL：86-(512)-6288-5018
常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8楼 TEL：86-(512)-5235-5553
昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協国際商務広場2001-2005室 TEL：86-(512)-3687-0588
杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階 TEL：86-(571)-2889-1111
広州支店：広州市天河区華夏路8号 国際金融広場12階/電話 TEL：86-(20)3819-1888
深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層 TEL：86-(755)-2383-0980
重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江国際1棟第34階02号 TEL：86-(23)-8812-5300
大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4楼-A室 TEL：86-(411)-3905-8500